

グリーン購入の調達者の手引き

平成 22 年 3 月

この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

リサイクル適性の表示

この印刷物は A ランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

グリーン購入の調達者の手引き

目次

はじめに	1
1 既存環境ラベル等との対応	9
2 分野別の概要	17
3 品目別の解説	45
1 .コピー用紙	46
2 .印刷用紙	51
3 .コピー機等	57
4 .電子計算機	60
5 .携帯電話	64
6 .電気冷蔵庫等	67
7 .エアコンディショナー	69
8 .蛍光灯	72
9 .自動車	74
10 .制服・作業服	78
11 .印刷(役務)	81
12 .輸配送	84
【参考】テレビジョン受信機の調達について	86
参考となる情報源 URL	87

はじめに

平成 12 年 5 月に制定された国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）では、国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定することを規定しています。この規定に基づき、平成 13 年 2 月に最初の基本方針が閣議決定され、以降、原則として毎年 1 回見直されてきました。

基本方針の前文に示されているとおり、地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしていることから、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠となります。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があり、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければなりません。

この環境物品等への需要の転換を進めるための取組がグリーン購入です。グリーン購入は、これらの環境物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらします。また、グリーン購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組むことができ、調達者がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものです。

特に、グリーン購入を推進する上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国等が果たす役割は極めて大きいものがあり、また、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進するきっかけになるものと考えられます。

平成 21 年 9 月の国連気候変動首脳会合において、鳩山内閣総理大臣により掲げられた 2020 年（平成 32 年）までに、温室効果ガスを 1990 年（平成 2 年）比で 25%削減するとの目標を達成するためには、循環型社会及び低炭素社会の構築に向け、社会構造の転換をはじめとするありとあらゆる対策・施策を動員して進める必要があります。

グリーン購入の推進は、供給側の事業者環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性も有しています。つまり、環境物品等の普及促進を通じて、環境と両立する新しい経済づくりに役立つとともに、温室効果ガスの排出削減に資することが期待されるものです。

この「グリーン購入の調達者の手引き（以下「手引き」という。）」は、基本方針に定めるものとされている特定調達品目（国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）及びその判断の基準等について、国等の調達者が、その内容を正しく理解し、環境物品等

はじめに

の調達を容易に行うことができるよう作成されたものです。調達者にとって、本手引きがグリーン購入の推進の一助となれば幸いです。

なお、本手引きは、基本方針の見直し内容の反映とともに、実際の調達者のご意見を参考とし、より実態に即し、活用しやすいものとなるよう適宜改訂していく予定としています。是非ご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

1. 目的

平成 22 年度のグリーン購入法の特定調達品目は、19 分野 256 品目となりました（平成 22 年 2 月 5 日閣議決定）。また、各品目の判断の基準等についても、単一の基準は少なく、様々な要件を組み合わせることとなり、対象となる物品等の範囲も多様化しています。このため、グリーン購入を行う調達者が、その判断の基準等の内容を正しく理解し、環境物品等を容易に調達できるようにすることが急務となっています。

このため、調達者側の判断の基準等の内容の理解促進を図るために「グリーン購入の調達者の手引き」を作成し、その中で体系的に判断の基準を整理し、既存の環境ラベル等を活用した確認方法を示すことにしました。

なお、本手引きは、国等の機関にとどまらず、地方公共団体や事業者におけるグリーン購入の推進に当たっても活用いただけるものと考えています。

2. グリーン購入の考え方

(1) グリーン購入とは

グリーン購入ネットワークの基本原則において、グリーン購入とは、

「購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること」

とされています。

すなわち、製品やサービスを購入する前にまずその必要性を十分に考え（例えば、本当に購入しなければならないか？ 所有している物品等の修理はできないか？）、購入する場合には、価格・機能・デザインなどの判断要素に、環境という視点を加えて、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努めている事業者から購入する活動を指します。

(2) グリーン購入の基本的考え方

基本方針においては、環境物品等の調達推進の基本的考え方として、次の 3 つが掲げられています。

環境物品等の調達に関する基本方針（抜粋）

物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が必要となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者のさらなる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。

環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、法第 11 条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

環境負荷の少ない物品等及び環境負荷低減に努めている事業者からの調達

これまで考慮されてきた価格や品質などに加え、できるだけ環境負荷の少ない物品等を積極的に調達することを考慮する必要があります。こうした観点から物品等を調達することで、環境物品等の市場が拡大し、物品等を供給する事業者に対し、より環境負荷の少ない物品等の開発を促すという継続的改善を伴った市場への波及効果がもたらされます。

また、物品等の環境負荷を考慮することに加え、物品等の設計・製造、販売等を行っている事業者が、法令などを遵守していることはもちろん、環境マネジメントの実践や環境に関する情報を公開していることなど、事業者の環境負荷低減に向けた取組にも配慮して調達することが重要です。こうした事業者から調達することが、事業者の環境負荷低減に向けた自主的積極的な取組の一層の促進につながります。

ライフサイクル全般を考慮した物品等の調達

物品等の選択に当たって、資源採取から廃棄までのライフサイクル全般における環境負荷の低減を考慮して調達することとしています。

例えば、ライフサイクルの使用段階の環境負荷が相対的に小さい場合であっても、資源採取段階における環境負荷が大きく、全体としてみると環境負荷が大きくなってしまふ場

はじめに

合があります。こうした物品等の環境負荷を評価するためには、資源採取、製造、流通、使用、リサイクル、廃棄のライフサイクル全体を視野に入れて考慮する必要があります。

また、地域によって優先されるべき環境問題が異なることも想定されます。このため、環境負荷項目は、必ずしも全国一律に規定されるのではなく、地域の特性や問題に応じた環境負荷項目に重点を置いた物品等の調達を行う場合もあります。

最優先されるべきはリデュース

環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加しないようにすること、すなわち調達量そのものを増やさないリデュースが第一であるとしています。

また、貴重な資源やエネルギーを使用して製造された物品等の長期使用もリデュースにあたります。さらに、適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が発揮されるようにすることが重要です。

循環型社会形成推進基本法においては、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、(1)リデュース、(2)リユース(再利用)、(3)リサイクル(再資源化)、(4)熱回収(サーマルリサイクル)、(5)適正処分としており、リデュースを最も優先するよう定め、次いでリユース、リサイクル(再資源化)の順となっています。グリーン購入においても同様であり、第一にリデュース、次いでリユースを考えることが必要です。

3. 特定調達品目及びその判断の基準等

(1) 特定調達品目及びその判断の基準等の検討

特定調達品目及びその判断の基準等の検討は、基本方針に定める基本的考え方に基づき実施しています。検討に当たっての主要な観点は、次のとおりとなっています。

一般的事項を満足していること

- ・品質、機能、供給体制等、調達される物品等に期待される一般的事項を満足していること
- ・環境負荷低減効果に対してコストが著しく高くない、または、普及による低減が見込まれること

環境負荷低減効果が確認できること

- ・客観的に環境負荷低減効果が確認できること(環境負荷低減効果の評価方法について科学的知見が十分に整っていること)
- ・数値等の明確性が確保できる判断の基準の設定が可能であること

なお、グリーン購入法は、国等の調達によって、環境負荷がより少ない物品等への需要の転換を図ることを目的としているため、以下に該当する品目は検討の対象外となっています。

- ・国等による調達がない、または、極めて少ないもの
- ・判断の基準を満たしたものが十分に普及し、既に通常品となっているもの

(2) 品目及び判断の基準等

各特定調達品目については、別記の形でその判断の基準、配慮事項、備考によって構成されています。

判断の基準

判断の基準は、グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等（特定調達品目ごとにその判断の基準を満たす物品等）であるための基準であり、判断の基準の性格は、以下のとおりです。

- ・ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮したもの
- ・特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定したもの
- ・各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの

配慮事項

配慮事項は、特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって、さらに配慮することが望ましい事項であり、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項となっています。

備考

備考には様々な情報が記載されています。以下に、備考に記載されている代表的な情報を例示します。

ア．対象範囲

特定調達品目の判断の基準が対象とする物品等の範囲を規定します。

例：本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」（以下「カートリッジ等」という。）は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。

イ．定義

判断の基準等に使用されている用語の定義を記載しています。

例：「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

はじめに

ウ．試験方法等

試験方法や測定方法等を規定している参照先を記載しています。

例：電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 286 号（平成 18 年 9 月 19 日）の「2 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

エ．調達者向けの留意点

当該品目を調達する場合や使用、リサイクル、廃棄等の段階において、調達者が特に留意すべき内容がある場合に記載しています。

例：調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

例：調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

オ．参照先等

必要な情報の参照先等を記載しています。

例：配慮事項 から については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。

カ．検証方法等

判断の基準等の確認方法や検証方法等を示しています。

例：紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠して行うものとする。

キ．経過措置

市場における特定調達物品等の供給が十分でない場合、判断の基準の見直しに当たり、事業者の保有する在庫を考慮する必要がある場合等に一定期間の経過措置を設定しています。

例：制服、作業服については、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 22 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日変更閣議決定）の制服、作業服に係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

ク．判断の基準等の見直し予定

判断の基準等の見直しの予定について、具体的な時期又は市場動向や技術の進展等を踏まえ実施する等を記載します。

例：植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及び再使用若しくはリサイクルのシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施する。

4．手引きの内容と活用方法

本手引きには、平成 22 年度の特選調達品目である 19 分野 256 品目のうち、公共工事の 66 品目を除く 18 分野 190 品目を対象に、既存環境ラベル等との対応、分野別の概要、及び品目別の解説の順に記載してあります。また、巻末にはグリーン購入を推進するに当たって、参考となる情報源の URL を示しています。

本手引きに記載してある上記 ~ の内容は、以下のとおりです。

既存環境ラベル等との対応

特選調達品目の判断の基準及び配慮事項は、分野・品目ごとに様々な環境側面を評価して設定されており、評価軸となる基準が共通している場合や他の法令・制度等に準じて基準が設定されている品目も多くなっています。したがって、個々の品目の判断の基準を具体的に確認しなくとも特選調達物品等であることを容易に判別することができる品目も数多く存在しています¹。

ここでは、グリーン購入法の特選調達品目ごとの判断の基準と既存の環境ラベル等の認定基準等との関連性の整理を行い、公共工事を除く 190 品目と環境ラベル等の対応関係について示しています。もちろん、特選調達品目の中には独自の判断の基準等を設定している品目もあることから、すべてが網羅されているわけではありませんが、多くの品目と既存環境ラベル等の対応付けがなされおり、実際の調達に当たって参考になるものと考えられます²。

なお、本手引きにおいて参考とする環境ラベル等は、原則として、第三者機関や業界団体等が運用している環境ラベル制度によるものとし、個々の事業者等が自ら宣言するラベルについては対象としていません。

分野別の概要

公共工事を除く 18 分野の対象品目とその判断の基準、対象品目や判断の基準等を理解するためのポイント等について一覽的に記載しています。

この「分野別の概要」には、分野別・品目別の判断の基準の内容が簡潔にまとめられていますので、必要な分野・品目の判断の基準の概要を知りたい場合に参照していただければ、有効に活用できるものと考えられます。

¹ 例えば、エコマークの認定を受けた紙類、多くの文具類、(社)オフィス家具協会のグリーンマークが表示されたオフィス家具等、グリーン経営認証を取得している輸配送、旅客輸送に係る事業者などが該当

² 既存の環境ラベル等の基準には、グリーン購入法の判断の基準を包含し、同等以上の基準となっている場合、一部基準の設定がない場合、一部基準が異なる場合等の様々なパターンがあるため、調達に当たっては留意が必要

はじめに

品目別の解説

調達者が判断の基準等の適合性を判断するに当たって、問い合わせが多かった品目やコピー用紙・印刷用紙の総合評価指標のような新たな判断の基準等が設定された品目を取り上げ、詳細な解説を行っています。

具体的には、次の 19 品目と平成 22 年度に省エネ法のトップランナー基準の見直しに伴い、暫定的な措置として特定調達品目から削除されたテレビジョン受信機を加えた 20 品目について解説を行っています。

コピー用紙

印刷用紙（塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙）

コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機）

電子計算機

移動電話（携帯電話、PHS）

電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫）

エアコンディショナー

蛍光灯

自動車

制服・作業服

印刷

輸配送

【参考】テレビジョン受信機

本手引きは、未だ不十分なところも多いものと考えられますが、実際に調達される方々のご意見をうかがいながら、改善を図っていきたいと考えております。

また、基本方針の見直し等を踏まえ、解説を行う品目や内容については、適宜追加・更新していく予定としております。

1 既存環境ラベル等との対応

1 既存環境ラベル等との対応

紙 類		
コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレtpペーパー ティッシュペーパー		エコマ - ク 【(財)日本環境協会】

文 具 類		
シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー ステープラー針リムーバー 連射クリップ(本体) 事務用修正具(テープ) 事務用修正具(液状) クラフトテープ 粘着テープ(布粘着) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット(玉) マグネット(バー) テープカッター パンチ(手動) モルトケース(紙めくり用スポンジケース) 紙めくりクリーム 鉛筆削(手動)		エコマ - ク 【(財)日本環境協会】

1 既存環境ラベル等との対応

文具類		
OAクリーナー（ウエットタイプ） OAクリーナー（液タイプ） レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用レーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド		エコマ - ク 【（財）日本環境協会】
ダストブロワー	-	-

1 既存環境ラベル等との対応

オフィス家具等		
いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード		グリ-ンマ-ク 【（社）日本オフィス家具協会】
O A 機器		
コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ/ファクシミリ兼用機 ファクシミリ スキャナ ディスプレイ	 	国際エネルギー・スタ-プログラム 【経済産業省（省エネルギー-センタ-）】 エコマ-ク 【（財）日本環境協会】
電子計算機 磁気ディスク装置		省エネルギー制度 【経済産業省（省エネルギー-センタ-）】
掛時計 トナーカートリッジ インクカートリッジ デジタル印刷機		エコマ-ク 【（財）日本環境協会】
シュレッダー 記録用メディア 一次電池又は小形充電式電池 電子式卓上計算機	- - - -	- - - -
移動電話		
携帯電話 PHS		モバイル・リサイクル・ネットワーク 【（社）電気通信事業者協会】

1 既存環境ラベル等との対応

家電製品		
電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 電気便座 (テレビジョン受信機)		省エネ統一ラベル 【経済産業省(省エネルギーセンター)】
電子レンジ		省エネラベリング制度 【経済産業省(省エネルギーセンター)】

エアコンディショナー等		
エアコンディショナー		省エネ統一ラベル 【経済産業省(省エネルギーセンター)】
ガスヒートポンプ式冷暖房機	-	-
ストーブ		省エネラベリング制度 【経済産業省(省エネルギーセンター)】

温水器等		
ヒートポンプ式電気給湯器	-	-
ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器		省エネラベリング制度 【経済産業省(省エネルギーセンター)】

照明		
蛍光灯照明器具		省エネラベリング制度 【経済産業省(省エネルギーセンター)】
LED照明器具	-	-
LEDを光源とした内照式表示灯	-	-
蛍光灯ランプ	-	-
電球形状のランプ	-	-

1 既存環境ラベル等との対応

自動車等		
自動車		<p>自動車の燃費性能の評価及び公表 【国土交通省】</p> <p>低排出ガス車認定 【国土交通省】</p>
E T C 対応車載器 カーナビゲーションシステム	- -	- -
乗用車用タイヤ		<p>低燃費タイヤ統一マ - ク 【(社)日本自動車タイヤ協会】</p>
2 サイクルエンジン油		<p>エコマ - ク 【(財)日本環境協会】</p>

消火器		
消火器		<p>エコマ - ク 【(財)日本環境協会】</p>

1 既存環境ラベル等との対応

制服・作業服		
制服 作業服 帽子	  	<p>エコマ - ク 【(財)日本環境協会】</p> <p>エコ・ユニフォームマーク 【日本被服工業組合連合会】</p> <p>PETボトルリサイクル推奨マーク 【PETボトルリサイクル推進協議会】</p>

インテリア・寝装寝具		
カーテン 布製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん	 	<p>エコマ - ク 【(財)日本環境協会】</p> <p>PETボトルリサイクル推奨マーク 【PETボトルリサイクル推進協議会】</p>
ベッドフレーム		<p>フレ - ムマ - ク 【全日本ベッド工業会】</p>
マットレス		<p>衛生マットレス 【全日本ベッド工業会】</p>

作業手袋		
作業手袋		<p>エコマ - ク 【(財)日本環境協会】</p>

その他繊維製品		
集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	 	<p>エコマ - ク 【(財)日本環境協会】</p> <p>PETボトルリサイクル推奨マーク 【PETボトルリサイクル推進協議会】</p>

1 既存環境ラベル等との対応

設 備		
太陽光発電システム（公共・産業用）	—	—
太陽熱利用システム	—	—
燃料電池	—	—
生ゴミ処理機	—	—
節水機器		エコマ-ク 【（財）日本環境協会】
日射調整フィルム		エコラベル 【日本ウインドウ・フィルム工業会】

防 災 備 蓄 用 品		
毛布、作業手袋、テント、ブルーシート		エコマ-ク 【（財）日本環境協会】 PETボトルリサイクル推奨マーク 【PETボトルリサイクル推進協議会】
一次電池	—	—
ペットボトル飲料水	—	—
アルファ化米	—	—
乾パン	—	—
缶詰	—	—
レトルト食品	—	—
非常用携帯燃料	—	—

役 務		
省エネルギー診断	—	—
印刷		エコマ-ク 【（財）日本環境協会】 グリーンプリンティング認定制度 【日本印刷産業連合会】 植物油インキマーク 【印刷インキ工業組合】
食堂	—	—
自動車専用タイヤ更生	—	—
自動車整備	—	—
庁舎管理	—	—
植栽管理	—	—
清掃	—	—
機密文書処理	—	—
害虫防除	—	—
輸配送		グリーン経営認証 【交通エコロジ-・モビリティ財団】
蛍光灯機能提供業務	—	—
庁舎等において営業を行う小売業務	—	—
クリーニング	—	—

2 分野別の概要

- 1 . 紙類
- 2 . 文具類
- 3 . オフィス家具等
- 4 . OA 機器
- 5 . 携帯電話
- 6 . 家電製品
- 7 . エアコンディショナー等
- 8 . 温水器等
- 9 . 照明
- 10 . 自動車等
- 11 . 消火器
- 12 . 制服・作業服
- 13 . インテリア・寝装寝具
- 14 . 作業手袋
- 15 . その他繊維製品
- 16 . 設備
- 17 . 防災備蓄用品
- 18 . 役務

2 分野別の概要

紙類		
参考となる環境ラベル		エコマーク

対象品目と判断の基準	
コピー用紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	総合評価値が 80 以上 バージンパルプの合法性の担保 総合評価値・内訳の表示（コピー用紙） 総合評価値・内訳のウェブサイト等による情報提供（印刷用紙）
フォーム用紙 インクジェットカラー プリンター用塗工紙	古紙パルプ配合率 70% 以上 白色度 70% 程度以下（フォーム用紙） バージンパルプの合法性の担保 塗工量が両面で 12g/m ² 以下（フォーム用紙） 塗工量が両面で 20g/m ² 以下、片面 12g/m ² 以下（インクジェットカラープリンター用塗工紙）
トイレットペーパー ティッシュペーパー	古紙パルプ配合率 100%

備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ コピー用紙及び印刷用紙の詳細は、品目別の解説「コピー用紙」、「印刷用紙」の項を参照。 ・ 総合評価値は、基本項目（古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他持続可能性を目指したパルプ利用割合）及び加点項目（白色度・坪量・塗工量）の評価値から算出される。コピー用紙と印刷用紙では、加点項目が異なる。 ・ コピー用紙は、外箱に総合評価値とその内訳が記載されていることが条件。印刷用紙については、総合評価値及びその内訳を各社のウェブサイト等により確認すること。 ・ 必要最低限の古紙パルプ配合率は、コピー用紙が 70%、印刷用紙が 60% となる。総合評価値の基準を満たした上で、可能な限り古紙パルプ配合率が高い製品を調達することが望ましい。 ・ コピー用紙は、白色度及び坪量を加点、塗工されていない印刷用紙（非塗工用紙）は、白色度を加点、塗工されている印刷用紙（塗工用紙、微塗工用紙）は塗工量を加点。ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む）については、総合評価指標の加点項目の関係で非塗工に分類し、リサイクル適性が A ランクの紙は 5 点加点される。 ・ ファンシーペーパーとは、特殊紙の一種で、色やエンボス加工等など、視覚的、触感的に装飾のされた紙の総称であり、ブックカバーや表紙、ノート、便箋などの装丁や包装紙、化粧箱の貼紙等の用途に使用されている。 ・ エコマーク認定品については、コピー用紙及び印刷用紙への総合評価指標導入（総合評価値 80 以上）に伴い、グリーン購入法に適合している。

参考情報

- ・グリーン購入法 . net (環境省) では、印刷用紙の判断の基準を満足する製品に関する情報を、平成 22 年 4 月より掲載します。総合評価値の内訳の情報等は、各メーカー、販売事業者等のホームページ等で確認することができます。
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>
- ・エコマーク事務局
<http://www.ecomark.jp/>

2 分野別の概要

文具類		
参考となる環境ラベル		エコマーク

対象品目と判断の基準	
<p>【共通基準】 下記以外の品目</p>	<p>【主要材料がプラスチックの場合】 再生プラスチック配合率 40%以上</p> <p>【主要材料が木の場合】 間伐材、端材等の再生資源又は合法材</p> <p>【主要材料が紙の場合】 古紙パルプ配合率 50%以上 バージンパルプの合法性の担保</p>
<p>【エコマークと同等基準の品目】</p> <p>スタンプ台 朱肉 連射式クリップ 事務用修正具（テープ） ブックスタンド OAクリーナー（ウエットタイプ） メディアケース 絵筆 ファイル（紙製） バインダー（紙製） けい紙 起案用紙 ノート タックラベル インデックス 付箋紙 ごみ箱 リサイクルボックス グラウンド用白線</p>	<p>【主要材料の基準が以下を満たすこと】</p> <p>再生プラスチック配合率 70%以上 (ポストコンシューマ材料の場合は 60%以上)</p> <p>古紙パルプ配合率 70%以上</p> <p>メディアケースについては、スリムタイプや、植物を原料とするプラスチックも可 グラウンド用白線については、再生材料が 70%以上</p>

クラフトテープ 粘着テープ（布粘着） 両面粘着紙テープ 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製）	古紙パルプ配合率 40%以上
チョーク	再生材料 10%以上
梱包用バンド	古紙パルプ配合率 100% ポストコンシューマの再生プラスチックが 25%以上 PET ボトルリサイクル品は除く
ダストブロワー	ノンフロン

備考

- ・ エコマーク認定品であれば、ほとんどの製品がグリーン購入法に適合している。
- ・ ダストブロワーはエコマーク対象外。
- ・ 下記の品目は、エコマーク認定品であっても、必ずしもグリーン購入法に適合しない場合がある。
消しゴム：巻き紙に適用だが、エコマークは本体を評価
粘着テープ（布粘着）、鍵かけ（フックを含む）：エコマークではプラスチック製品に該当し、
ポストコンシューマ 25～40%未満の商品はグリーン購入法に適合しない
梱包用バンド（プラ製）：エコマークではプラスチック製品に該当し、プレコンシューマ使用
の場合はグリーン購入法に適合しない
ノート：ノートのうち、学用品については、エコマークの古紙パルプ配合率基準値は50%以上
けい紙、起案用紙：エコマークでは、白色度の基準はない
- ・ プラスチック製のファイル・バインダーは再生プラスチック配合率40%以上（共通基準）。
- ・ メディアケース、OA フィルター、OHP フィルム、クリアホルダー及び窓付き封筒（窓部）
については、植物を原料とするプラスチックが使用されているものも可とする。ただし、第三者の
LCA 専門家等により環境負荷が確認されているものであること。
- ・ チョーク及びグラウンド用白線の再生材料としては、廃棄された卵の殻やホタテの貝殻を原料と
したものの等がある。

参考情報

- ・ （社）全日本文具協会ではグリーン購入法（文具類）の手引きを作成しています。
<http://www.zenbunkyo.jp/>
- ・ 日本ファイルバインダー協会「ファイル・バインダー選びの基礎知識」はこちら。
<http://www.j-fba.jp/>
- ・ エコマーク事務局
<http://www.ecomark.jp/>

2 分野別の概要

オフィス家具等		
参考となる環境ラベル	JOIFA グリーンマーク 	エコマーク 

対象品目と判断の基準	
いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	共通基準 【主要材料がプラスチックの場合】 再生プラスチックがプラスチック重量比 10%以上 又は植物を原料とするプラスチック 【主要材料が木材の場合】 間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ホルムアルデヒドの放散速度が 0.02mg / m ² h 以下 【主要材料が紙の場合】 古紙パルプ配合率 50%以上 バージンパルプの合法性の担保
大部分の材料が金属類 （95%以上）の棚・収納 用什器	棚板の機能重量が 0.1 以下 単一素材分解可能率が 85%以上 リデュース、リサイクルに配慮された設計 金属製品以外は、共通基準を満たすこと。

備考
<ul style="list-style-type: none"> 機能重量とは、棚板の重さ当たりの耐荷重をいう。 単一素材分解可能率とは、製品の部品数のうち、単一素材まで分解可能な部品数の割合。 植物を原料とするプラスチックは、第三者の LCA 専門家等により環境負荷が確認されているものであること。 JOIFA グリーンマークが貼付されているものは、グリーン購入法に適合している。 エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している（エコマークでは、植物を原料とする基準は無い）
参考情報
<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法の対象となる範囲等については、（社）日本オフィス家具協会（JOIFA）「グリーン購入法の手引き」を参照。 http://www.joifa.or.jp/green_8.pdf エコマーク事務局 http://www.ecomark.jp/

OA 機器			
参考となる環境ラベル	国際エネルギー スタープログラム (エネスタ) 	省エネ ラベリング制度 	エコマーク 

対象品目と判断の基準	
コピー機等 ・ コピー機 ・ 複合機 ・ 拡張性のあるデジタルコ ピー機	【新造機】 国際エネルギー スタープログラム適合 特定の化学物質の使用の制限 【再生型機・部品リユース型機】 国際エネルギー スタープログラム適合(旧基準)
プリンタ等 ・ プリンタ ・ プリンタ/ファクシミリ 兼用機 ファクシミリ スキャナ ディスプレイ	国際エネルギー スタープログラム適合
電子計算機 磁気ディスク装置	省エネ法トップランナー基準達成
シュレッダー	待機電力の基準を満たす
デジタル印刷機	エネルギー消費効率の基準を満たす (エコマーク認定品)
記録用メディア	【次のいずれかを満たすこと】 再生プラスチック 30%以上又は古紙パルプ配合 率 70%以上 スリムタイプ又はスピンドルタイプ 植物由来のプラスチック
一次電池又は小形充電式電池(単1形~単4形)	一次電池はアルカリ相当以上のもの(マンガン電池でないもの) 小形充電式電池は充電式のニッケル水素電池等

2 分野別の概要

電子式卓上計算機（電卓）	使用電力の 50%以上が太陽電池から供給されるもの（エコマーク認定品） 再生プラスチック配合率 40%以上
トナーカートリッジ インクカートリッジ	使用済カートリッジの回収システム 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が 50%以上（トナーカートリッジのみ） 回収部品の再資源化率が 95%以上 回収部品のうち、再利用できない部分は適正処理 トナー又はインクの化学安全性が確認されている （エコマーク認定品）
掛時計	【次のいずれかの基準を満たすこと】 太陽電池式（蓄電機能付で一次電池不要） 一次電池が 5 年以上使用可能 （エコマーク認定品）

備考

- ・ コピー機等及び電子計算機、品目別の解説「コピー機等」「電子計算機」の項を参照。
- ・ コピー機等、プリンタ等、デジタル印刷機及びカートリッジ等については、使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たすものが使用できることも要件となる。
- ・ プリンタ/ファクシミリ兼用機は、国際エネルギースタープログラムの複合機の基準。
- ・ シュレッダー及びデジタル印刷機の判断の基準は、グリーン購入法の独自基準。
- ・ コピー機等、プリンタ等、電子計算機、デジタル印刷機（リユース機を除く）、記録用メディア、電子式卓上計算機については、グリーン購入法に適合したエコマーク認定品がある。
- ・ トナーカートリッジ、インクカートリッジ及び掛時計については、エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。
- ・ 再生インクカートリッジの調達にあたっては、使用目的・用途を踏まえ品質について十分確認を行うこと。また、使用済カートリッジは、メーカーや販売店の回収ルートに乗せ、再資源化されるよう努めること。
- ・ 電子式卓上計算機のエコマーク認定基準では、再生プラスチック配合率の規定はない。
- ・ 掛時計の対象は、執務室、会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等で使用する大型のもの等は対象外とする。
- ・ 特定の化学物質については、品目別の解説「コピー機等」の項を参照。

参考情報

- ・ (財)省エネルギーセンター「国際エネルギースタープログラム」
<http://www.eccj.or.jp/ene-star/index.html>
- ・ (財)省エネルギーセンター「省エネラベリング制度」
<http://www.eccj.or.jp/labeling/>
- ・ エコマーク事務局
<http://www.ecomark.jp/>
- ・ 日本郵便「使用済インクカートリッジ共同回収について」
<http://www.po.st.japanpost.jp/about/recycle/cartridge.html>

携帯電話		
参考となるラベル		モバイル・リサイクル・ネットワーク

対象品目と判断の基準	
携帯電話 PHS	ア、イ又はウのいずれかを満たしていること ア．搭載機器・機能の簡素化（通話及びメール機能等に限定） イ．アプリケーションのバージョンアップが可能 ウ．環境配慮設計 回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること 再使用又は再生利用できない部分は適正処理 バッテリー等の消耗品の修理システム 特定の化学物質が含有率基準値以下

備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は、品目別の解説「携帯電話」の項を参照。
参考情報
<ul style="list-style-type: none"> ・ (社)電気通信事業者協会 「モバイル・リサイクル・ネットワーク」 http://www.mobile-recycle.net/

2 分野別の概要

家電製品		
参考となる環境ラベル	統一省エネラベル	省エネラベリング制度
		

対象品目と判断の基準	
電気冷蔵庫等 ・ 電気冷蔵庫 ・ 電気冷凍庫 ・ 電気冷凍冷蔵庫	統一省エネラベル「 」以上 ノンフロン 特定の化学物質の含有情報開示
電気便座	統一省エネラベル「 」以上
電子レンジ	省エネ法トップランナー基準達成 特定の化学物質の含有情報開示
テレビジョン受信機	平成 22 年度は特定調達品目ではないが、調達にあたっては省エネ法の新基準に基づく統一省エネラベル「 」以上の製品を推奨

備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気冷蔵庫等の詳細は、品目別の解説「電気冷蔵庫等」の項を参照。 ・ 統一省エネラベルは、 が多いほど良い。可能な限り「 」の製品を選択することが望ましい。 ・ 省エネ法のトップランナー基準、省エネラベリング制度については、品目別の解説「電子計算機」の項を参照。 ・ テレビジョン受信機については、85ページを参照。 ・ 特定の化学物質については、品目別の解説「コピー機等」の項を参照。
参考情報
<ul style="list-style-type: none"> ・ (財)省エネルギーセンター「省エネ型製品情報サイト」では、品目別、メーカー別等の省エネ型製品の検索が可能です。 http://www.eccj.or.jp/cgi-bin/real-catalog/index.php

エアコンディショナー等		
参考となる環境ラベル	統一省エネラベル	省エネラベリング制度
		

対象品目と判断の基準	
エアコンディショナー	統一省エネラベル「 」以上 オゾン層破壊物質不使用 特定の化学物質の含有情報開示
ガスヒートポンプ式冷暖房機	成績係数が JIS 適合機種は 1.42 (APF) 以上、JIS 適合外機種は 1.15 (COP) 以上 オゾン層破壊物質不使用
ストーブ	省エネ法トップランナー基準達成

備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ エアコンディショナーの詳細は、品目別の解説「エアコンディショナー」の項を参照。 ・ 統一省エネラベルは、 が多いほど良い。可能な限り「 」の製品を選択することが望ましい。 ・ ストーブは、ガスストーブ、石油ストーブが対象となる。電気ストーブ等はグリーン購入法の対象外。 ・ 特定の化学物質については、品目別の解説「コピー機等」の項を参照。
参考情報
<ul style="list-style-type: none"> ・ (財)省エネルギーセンター「省エネ型製品情報サイト」では、品目別、メーカー別等の省エネ型製品の検索が可能です。 http://www.eccj.or.jp/cgi-bin/real-catalog/index.php ・ (財)省エネルギーセンター「省エネ性能カタログ(ガス・石油機器)」では、省エネ機器の検索が可能です。 http://www.eccj.or.jp/catalog/gas_oil.html

2 分野別の概要

温水器等		
参考となる環境ラベル		省エネラベリング制度

対象品目と判断の基準	
ヒートポンプ式電気給湯器	成績係数が 3.5 以上 オゾン層破壊物質不使用 ノンフロン
ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	省エネ法トップランナー基準達成

備考
参考情報
<ul style="list-style-type: none">・ (財) ヒートポンプ・蓄熱センターのヒートポンプ式電気給湯器に関する情報は こちら。 http://www.hptcj.or.jp/・ (財) 省エネルギーセンター「省エネ性能カタログ(ガス・石油機器)」では、 省エネ機器の検索が可能です。 http://www.eccj.or.jp/catalog/gas_oil.html

照明		
参考となる環境ラベル		省エネラベリング制度

照明器具

対象品目と判断の基準	
蛍光灯照明器具	Hf インバータ方式又は省エネ法トップランナー基準達成 特定の化学物質の含有率が基準値以下
LED 照明器具	エネルギー消費効率が 20lm / W 以上 定格寿命が 30,000 時間以上 特定の化学物質の含有率が基準値以下
LED を光源とした内照式表示灯	定格寿命が 30,000 時間以上 特定の化学物質の含有率が基準値以下

ランプ

対象品目と判断の基準	
蛍光ランプ（直管型 40 形）	Hf 専用 ラピッドスタート形又はスタータ形の場合は、以下を満たす ア．エネルギー消費効率は、80lm/W 以上 イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上 ウ．管径は 32.5 (± 1.5) mm 以下 エ．水銀封入量は製品平均 10mg 以下 オ．定格寿命は 10,000 時間以上
電球形状のランプ	【LED ランプ】 定格寿命が 20,000 時間以上 【電球型蛍光ランプ・その他の電球】 エネルギー消費効率が 40lm / W 以上 定格寿命が 6,000 時間以上 水銀封入量は製品平均 5mg 以下（電球型蛍光ランプに適用）

2 分野別の概要

備考
<ul style="list-style-type: none">・ LED 照明器具の対象範囲は、照明用白色 LED を用いた、ダウンライト、シーリングライト、ブラケット、ペンダントライト、スポットライト及び卓上スタンド。・ LED を光源とした内照式表示灯は、表示板、案内板等を対象とする。・ LED 照明器具のエネルギー消費効率の基準は、器具全体効率とする。・ 電球形状のランプのエネルギー消費効率の基準は、ランプ効率とする。蛍光ランプについては、品目別の解説「蛍光ランプ」の項を参照。・ 特定の化学物質については、品目別の解説「コピー機等」の項を参照。
参考情報
<ul style="list-style-type: none">・ (財)省エネルギーセンター「省エネ型製品情報サイト」では、品目別、メーカー別等の省エネ型製品の検索が可能です。 http://www.eccj.or.jp/cgi-bin/real-catalog/index.php・ (社)日本照明器具工業会 「省エネ家電買換えのポイント」 http://www.jlassn.or.jp/09katei/01shoene.htm・ (社)日本電球工業会 「光源の知識」 http://www.jelma.or.jp/05tisiki/index.htm

自動車等			
参考となる環境ラベル	自動車の燃費性能の 評価及び公表 	低排出ガス車認定 	低燃費タイヤ 統一マーク 

対象品目と判断の基準	
自動車等	【次のいずれかを満たすこと】 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車燃料電池自動車、水素自動車であること ガソリン車、ディーゼル車、LP ガス車については、低燃費かつ低排出ガス車であること
ETC 対応車載器	ETC に対応し、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること
カーナビゲーションシステム	走行中の自動車の運転者に対して、走行中の自動車の現在位置・進行方向示す情報及び周辺の道路交通状況に関する現在情報を、知らせる機能が搭載されていること
乗用車用タイヤ	転がり抵抗係数が 9.0 以下（低燃費タイヤ）であること スパイクタイヤでないこと
2 サイクルエンジン油	生分解度が 28 日以内で 60%以上 魚類による急性毒性試験の 96 時間 LC ₅₀ 値が 100 mg/以上 （エコマーク認定品）

2 分野別の概要

備考
<ul style="list-style-type: none"> 自動車については、品目別の解説「自動車」の項を参照。 乗用車用タイヤは、市販用タイヤを対象とし、新車等の購入時に装着されているものは除く。 低燃費タイヤ統一マークは、転がり抵抗係数を 5 等級（グレード AAA～C）、ウェットグリップ性能を 4 等級（グレード a～d）に区分。低燃費タイヤの性能要件である転がり抵抗係数が 9.0 以下のものとは、グレード AAA～A のものとなる。
参考情報
<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 HP 「自動車の燃費性能について」 http://www.mlit.go.jp/jidosha/nenpi/nenpikouhyou/index.html （社）自動車工業会 「グリーン購入法適合車種リスト」 http://www.jama.or.jp/eco/eco_car/green_list/index.html （社）日本自動車タイヤ協会「低燃費タイヤ等の普及促進に関する表示ガイドライン」 http://www.jatma.or.jp/news_psd/news1143.pdf

消火器		
参考となる環境ラベル		エコマーク

対象品目と判断の基準	
消火器	消火薬剤の 40%以上が再生薬剤 (エコマーク認定品)

備考
<ul style="list-style-type: none"> 対象は、粉末 ABC 消火器とする。（A：普通火災、B：油火災、C：電気火災）。 エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。
参考情報
<ul style="list-style-type: none"> エコマーク事務局 http://www.ecomark.jp/ （社）日本消火器工業会 「廃消火器回収システムの新制度について」 http://www.jfema.or.jp/jfeadd3.htm 廃消火器の回収については、消火器リサイクル推進センターのホームページへ。 http://www.ferpc.jp/

制服・作業服			
参考となる 環境ラベル	エコマーク 	PET ボトルリサイ クル推奨マーク 	エコ・ユニフォーム マーク 

対象品目と判断の基準	
制服 作業服	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <p>再生 PET 樹脂配合率が 25%以上（裏生地を除く）</p> <p>ポリエステルが裏生地を除く繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比 50%以上</p> <p>再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システム</p> <p>植物を原料とする合成繊維が 25%以上</p>
帽子	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <p>再生 PET 樹脂配合率が 25%以上</p> <p>ポリエステルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上</p> <p>再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システム</p>

備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 制服・作業服については、品目別の解説「制服・作業服」の項を参照。 ・ 再生 PET 樹脂配合率基準値は、繊維部分全体重量比とする。 ・ 回収システムとは、回収され、再使用若しくはマテリアルリサイクルされることをいう。 ・ PET ボトルリサイクル利用推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」は再生 PET 樹脂が 25%以上原料として使用されていることが要件であり、グリーン購入法に適合している。 ・ エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。ただし、エコマークでは、ポリエステル以外の素材の認定品もあり得る。 ・ 制服・作業服の判断の基準は、平成 22 年度は経過措置が適用されるため、日本被服工業組合連合会「エコ・ユニフォームマーク」が参考となる。
参考情報
<ul style="list-style-type: none"> ・ エコマーク事務局 http://www.ecomark.jp/ ・ PET ボトルリサイクル利用推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」について http://www.petbottle-rec.gr.jp/product/pr_mark_f.html ・ 日本被服工業組合連合会 「エコ・ユニフォームマーク」 http://nippiren.hp.infoseek.co.jp/eko-mark.shtml

インテリア・寝装寝具				
参考となる 環境ラベル	エコマーク	PET ボトルリサイ クル推奨マーク	フレイムマーク	衛生マットレス
				

対象品目と判断の基準	
カーテン 布製ブラインド	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <p>再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ポリエステルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システム</p>
タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカー ペット	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <p>未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が 25%以上 植物を原料とする合成繊維が 25%以上（ニードルパンチカーペットのみに適用）</p>
毛布 ふとん	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <p>再使用した詰物が 80%以上（ふとんのみに適用） 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ポリエステルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システム</p>
ベッドフレーム	<p>【主要材料がプラスチックの場合】</p> <p>再生プラスチックがプラスチック重量比 10%以上</p> <p>【主要材料が木材の場合】</p> <p>間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ホルムアルデヒドの放散速度が 0.02mg / m² h 以下</p> <p>【主要材料が紙の場合】</p> <p>古紙パルプ配合率 50%以上 バージンパルプの合法性の担保</p>

マットレス	<p>再生 PET 樹脂配合率が 25%以上</p> <p>ポリエステルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上</p> <p>フェルトに使用される繊維は未利用繊維又は反毛繊維</p> <p>ホルムアルデヒドの放出量が 75ppm 以下</p>
-------	---

備考

- ・ 金属製のベッドフレームは対象外。
- ・ マットレス及びベッドフレームは、高度医療に用いるもの等は除く。
- ・ 再生 PET 樹脂配合率基準値は、繊維部分全体重量比とする。ランナー、フック、ファスナー等の付属品は、重量に含まない。
- ・ カーペット（タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット）に係る再生材料等の配合率基準は、製品全体重量比とする。
- ・ 回収システムとは、回収され、再使用若しくはマテリアルリサイクルされることをいう。
- ・ PET ボトルリサイクル利用推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」は再生 PET 樹脂が 25%以上原料として使用されていることが要件であり、グリーン購入法に適合している。
- ・ エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。ただし、エコマークでは、ポリエステル以外の素材の認定品もあり得る。
- ・ 全日本ベッド工業会「フレームマーク」のついた製品は、グリーン購入法に適合している。
- ・ マットレスの判断の基準は、平成 22 年度は経過措置が適用されるため、「衛生マットレス」のマークが参考となる。

参考情報

- ・ 全日本ベッド工業会 「衛生マットレス・フレーム基準」
http://www.zennihon-bed.jp/health_mattress/index.html
- ・ PET ボトルリサイクル利用推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」について
http://www.petbottle-rec.gr.jp/product/pr_mark_f.html
- ・ エコマーク事務局
<http://www.ecomark.jp/>

2 分野別の概要

作業手袋		
参考となる環境ラベル		エコマーク

対象品目と判断の基準	
・ 作業手袋	【次のいずれかを満たすこと】 再生 PET 樹脂配合率が 50%以上 ポストコンシューマ繊維が 50%以上

備考
<ul style="list-style-type: none">・ 再生 PET 樹脂等配合率基準値は、製品全体重量比とする。・ エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。ただし、エコマークでは、ポリエステル以外の素材の認定品もあり得る。・ 判断の基準を満たした「PET ボトルリサイクル推奨マーク」の認定品もある。
参考情報
<ul style="list-style-type: none">・ エコマーク事務局 http://www.ecomark.jp/

その他繊維製品		
参考となる環境ラベル	エコマーク 	PET ボトルリサイクル 推奨マーク 

対象品目と判断の基準	
集会用テント	【次のいずれかを満たすこと】 再生 PET 樹脂配合率が 25% 以上 ポリエステルが繊維部分の 50% 未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10% かつ、ポリエステル繊維重量比 50% 以上 再生 PET 樹脂配合率が 10% 以上かつ回収システム
ブルーシート	再生ポリエチレンが 50% 以上
防球ネット	【次のいずれかを満たすこと】 再生 PET 樹脂配合率が 25% 以上 ポリエステルが繊維部分の 50% 未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10% かつ、ポリエステル繊維重量比 50% 以上 再生 PET 樹脂配合率が 10% 以上かつ回収システム 植物を原料とする合成繊維が 25% 以上
旗 のぼり 幕（横断幕、懸垂幕）	【次のいずれかを満たすこと】 再生 PET 樹脂配合率が 25% 以上 ポリエステルが繊維部分の 50% 未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10% かつ、ポリエステル繊維重量比 50% 以上 再生 PET 樹脂配合率が 10% 以上かつ回収システム 植物を原料とする合成繊維が 25% 以上（ニードルパンチカーペットのみに適用）
モップ	【次のいずれかを満たすこと】 未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が 25% 以上 未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が 10% 以上かつ回収システム

2 分野別の概要

備考
<ul style="list-style-type: none">再生 PET 樹脂配合率基準値は、繊維部分全体重量比とする。ポール等の金属・木質部品等の繊維部分以外は重量に含まない。PET ボトルリサイクル利用推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」は再生 PET 樹脂が 25%以上原料として使用されていることが要件であり、グリーン購入法に適合している。エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。ただし、エコマークでは、ポリエステル以外の素材の認定品もあり得る。
参考情報
<ul style="list-style-type: none">エコマーク事務局 http://www.ecomark.jp/PET ボトルリサイクル利用推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」について http://www.petbottle-rec.gr.jp/product/pr_mark_f.html

設備

対象品目と判断の基準	
太陽光発電システム	<p>太陽電池モジュール・付属機器の維持・管理等に必要な情報の開示</p> <p>発電電力量等の確認</p> <p>太陽電池モジュールは公称最大出力の 80%以上を最低 10 年間維持するよう設計・製造</p> <p>パワーコンディショナの負荷効率が出荷時の効率の 90%以上を 5 年以上維持するよう設計・製造</p> <p>太陽電池モジュールに係るエネルギーペイバックタイムが 3 年以内</p> <p>太陽電池のモジュール変換効率で 12%以上</p>
太陽熱利用システム	<p>集熱器の瞬時集熱効率が 40%以上</p> <p>集熱器及び周辺機器について使用熱エネルギー量を考慮した設備設計が可能となるよう必要な情報の開示</p>
燃料電池	<p>商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すもの</p>
生ゴミ処理機	<p>バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器</p>
節水機器	<p>電気を使用しないこと</p> <p>節水コマ、定流量弁、泡沫キャップは、それぞれの吐水流量等の基準を満たすこと。</p> <p>(エコマーク認定品)</p> 

2 分野別の概要

日射調整フィルム	<p>ア.イ.ウを全て満たすこと</p> <p>ア．遮蔽係数 0.7 未満 イ．可視光線透過率 10%以上 ウ．熱貫流率 5.9W/m²・K 未満</p> <p>日射調整性能について、適切な耐光性が確認 貼付前後の環境負荷低減が確認 各項目の情報の公表、第三者の審査 適切な施工に関する情報の開示 (日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼付品)</p> 
----------	---

備考

- ・ 太陽光発電システムについて、エコマークでは、住宅用太陽光発電システム、構成部品としての太陽電池モジュール、パワーコンディショナのみを対象としている。
- ・ 節水機器のエコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。
- ・ 日射調整フィルムの日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼付品は、グリーン購入法に適合している。

参考情報

- ・ (社)太陽光発電協会では、太陽光発電の基礎知識や、設計・施工のポイント等の情報が紹介されています。
<http://www.jpea.gr.jp/>
- ・ (社)ソーラーシステム振興協会では、取扱事業者等の検索が可能です。
<http://www.ssda.or.jp/energy/>
- ・ エコマーク事務局
<http://www.ecomark.jp/>

防災備蓄用品		
参考となる環境ラベル	エコマーク 	PET ボトルリサイクル 推奨マーク 

対象品目と判断の基準	
ペットボトル飲料水	賞味期限が 5 年以上 内容量、賞味期限、保存方法等の記載
缶詰 アルファ化米 乾パン	賞味期限が 5 年以上 内容量、賞味期限、保存方法等の記載
レトルト食品	賞味期限が 5 年以上 賞味期限が 3 年以上かつ容器等の回収 内容量、賞味期限、保存方法等の記載
毛布、作業手袋、テント、 ブルーシート	作業手袋及びその他繊維製品の項を参照
一次電池（単 1 形～単 4 形）	アルカリ相当以上のもの（マンガン電池でないもの） 使用推奨期限が 5 年以上

備考
<ul style="list-style-type: none"> 毛布、作業手袋、テント及びブルーシートについては、作業手袋及びその他繊維製品の項を参照 防災備蓄用品の調達にあたっては、保存期限等を勘案した備蓄・購入計画の管理を適正に実施することが重要。
参考情報
<ul style="list-style-type: none"> エコマーク事務局 http://www.ecomark.jp/ PET ボトルリサイクル利用推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」について http://www.petbottle-rec.gr.jp/product/pr_mark_f.html PET ボトルリサイクル推進協議会「指定 PET ボトルの自主設計ガイドライン」 http://www.petbottle-rec.gr.jp/more/mo_sitei_f.html

役務

対象品目と判断の基準	
省エネルギー診断	省エネルギー診断の技術資格者が施設の稼動状況、エネルギー使用量について調査分析し、更なるエネルギーの使用の合理化について提案がなされること
印刷	<p>判断の基準を満たす印刷用紙の使用 リサイクル適性 A ランクの使用 (印刷物の用途・目的からその他のランクの用紙を使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載) 印刷物へのリサイクル適性の表示</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">リサイクル適性 (A)</div> <p>植物由来の油を使用したインキの使用 (植物油インキ、大豆油インキなど)</p>  <p>納入事業者に資材確認票の提出を求めることが必要</p>
食堂	<p>生ゴミ処理機等による適正処理 リユース食器の使用</p>
自動車専用タイヤ更生	リトレッド又はリグリーブの実施
自動車整備	<p>リサイクル部品による修理 エンジン洗浄を実施する場合、CO 及び HC が洗浄前後で 20%以上削減されること</p>
庁舎管理	<p>照明、空調設備、受変電設備、給排水衛生設備等の適切な維持管理 エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する分析と対策の提案</p>
植栽管理	<p>総合的害虫防除 農薬取締法に基づく農薬の適正使用</p>

2 分野別の概要

清掃	洗面所の手洗い洗剤は、廃油又は動植物油脂 ごみの適切な分別回収 古紙の適切な分別、改善案の提示 床維持剤、洗浄剤の VOC 低減 環境負荷低減が図れる具体的清掃方法の提案
機密文書処理	施設の状況に応じた分別・回収・処理方法の提案 製紙原料として利用可能な処理の実施 機密処理完了証明書の提示
害虫防除	総合的害虫防除 事前計画、目標の設定 殺虫剤の適正かつ効果的な使用
輸配送 旅客輸送	グリーン経営認証取得事業者 
蛍光灯機能提供業務	判断の基準を満たすランプの使用 再資源化率が 95%以上 適正処理完了証明書の提示
庁舎等において営業を行 う小売業務	容器包装の過剰な使用抑制のための取組 消費者の容器包装廃棄物の排出抑制のための取組
クリーニング	ドレンの回収及び再利用による省エネルギー等 エコドライブの実施 ハンガーの回収及び再使用の仕組み

備考

- ・印刷及び輸配送の詳細については、品目別の解説を参照。
- ・輸配送とは、国内向けの信書、宅急便、小包郵便物及びメール便をいう。
- ・旅客輸送とは、一般貸切旅客自動車及び一般乗用旅客自動車の利用をいう。
- ・輸配送及び旅客輸送について、グリーン経営認証取得事業者はグリーン購入法に適合した役務提供をしている。
- ・会議等における飲み物等の調達にあたっては、食堂の判断の基準を準用し、廃棄物の削減に努めることが望ましい。
- ・蛍光灯機能提供業務に類する「サービサイジング」の利用可能性について検討を行うこと。

参考情報

- ・日本印刷産業連合会 「リサイクル対応型印刷物について」
http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html
- ・交通エコロジー・モビリティ財団「グリーン経営認証」
<http://www.ecomo.or.jp/environment/greenmanagement/top.html>